

住民説明会の開催結果

米子市立地適正化（素案）についての住民説明会を下記のとおり開催しましたので、その開催結果について報告します。

記

1 開催日程

- (1) 令和5年1月12日（木曜日） 午後2時～3時30分
- (2) 令和5年1月12日（木曜日） 午後7時～8時30分
- (3) 令和5年1月15日（日曜日） 午後2時～3時30分

2 開催場所

市役所本庁舎4階 401会議室

3 参加者

- (1) 参加者 5名
 - (2) 参加者 3名
 - (3) 参加者 7名
- 合計 参加者 15名

4 結果

住民説明会で出された意見による修正はありません

■米子市立地適正化計画（素案）住民説明会における意見等

番号	項目	意見・質問等	意見・質問に対する市の回答
1	第1章 計画の概要	人や施設を集約してコンパクトにしていく。そういう都市計画になっているのか。	右肩上がりの状態で広がった市街地を、人口減少に合わせてコンパクトにしていくというイメージである。
2	第1章 計画の概要	都市計画マスタープランに立地適正化計画を上乗せしていくのか。整合が図れない場合があるのではないか。	立地適正化計画の上には、都市全体の基本的な方針を定めている都市計画マスタープランがある。立地適正化計画は、中心部（まちなか）をピックアップ対象にして、より具体的な事業や検討事項等を示した計画となっている。したがって立地適正化計画と都市計画マスタープランの方向性は同じ。また、まちの変化に合わせて5年ごとに見直しをかけ、新たな事業や検討事項等を加えていく。
3	第1章 計画の概要	耕作地が原野のようになって木も巨大化している。地目変更で地球温暖化関連に対する事業に転用するなど、長期的な計画を検討していただきたい。	農地の取り扱いについては、別途農業施策において定めており、耕作放棄地にしないために新たに圃場整備を行うなどしている。その他、都市計画マスタープランの方針のもと、都市的土地利用としてJR境線沿い周辺は土地利用を緩和。河崎口駅周辺では住宅とスーパーマーケットの整備が進められている。
4	第1章 計画の概要	計画を策定することで何が大きく変わるのか、具体的な部分を教えて欲しい。	計画策定により、すぐに何が大きく変わるものではなく、ゆるやかにまちをコンパクトにしていこうとするもの。
5	第1章 計画の概要	空閑地や空き家が増加しているが、将来的にこれを止めるべき要素になると期待している。	—
6	第1章 計画の概要	都市再生特別措置法の改正から8年が経過している。改定から2～3年で進めるべきであり、遅いのではないか。	制度自体が強制ではないので、令和元年に都市計画マスタープランを改正、一定の方向性を示した中で、マスタープランとの整合を図り、立地適正化計画を策定する必要があるかどうかを検討し、昨年度から策定に取り組んでいる。

■米子市立地適正化計画（素案）住民説明会における意見等

番号	項目	意見・質問等	意見・質問に対する市の回答
7	第1章 計画の概要	（説明会資料の）24ページに米子市都市計画マスタープランの将来都市構造とあるが、これも改定されるのか。	立地適正化計画を策定したからマスタープランを変更するということはないが、立地適正化計画は5年ごとに見直していくので、都市計画マスタープランも必要があれば見直すことになる。
8	第1章 計画の概要	医療機関や買い物専用の定期バスの新設、両三柳地区の交通利便性向上については、バスのドライバーの雇用困難等々で検討が延びていると聞いている。それも含め県の公共交通活性化計画との関連について計画に入っているのか。	交通政策課の公共交通計画と立地適正化計画を連動しながら同じタイミングで進めている。
9	第2章 現状と課題の整理	（説明会資料の）9ページ、米子市の人口は今後25年間で4,529人減少すると推計がされているが、政府の国勢調査をベースにした推計なのか。	そのとおり。
10	第2章 現状と課題の整理	（説明会資料9ページの）次のページ、土地利用の状況で色分けがはっきりしないのでお願いしたい。	—
11	第2章 現状と課題の整理	米子市は、大山町に比べて人口減少が非常に緩やかであると思った。大山町をはじめ、外部からの流入が一定あるからではないかと思うが、人口減少が緩やかな背景、ノウハウがあればお伺いしたい。	お見込みのとおり、米子市の人口減少が緩やかなのは、周辺からの移住があるからだと思う。 また、県域全体の観点から、関西等の都市部への流出を防ぐためには、米子市で生活ができるようにする必要がある。若者がそれぞれのステージで市外に出るのは当然だと思うが、将来何かのきっかけで戻ってきてもらえるような、県外の方にも1ターンの選択肢としていただけるような魅力的なまちにしたいと考えている。

■米子市立地適正化計画（素案）住民説明会における意見等

番号	項目	意見・質問等	意見・質問に対する市の回答
12	第2章 現状と課題の 整理	(素案の) 資料6ページでは、淀江支所の辺りは令和27年に赤色で人口増とあるが、これは近くに商業施設や公共公益施設、小中学校、子育て支援施設があるといったことを根拠にしているのか。	6ページの人口分布は国土技術政策総合研究所が予測した将来人口で、特殊出生率などを加味した数字となっている。 一方、(説明会資料の) 13ページは今現在施設があるかどうかを示しているため、実体とイメージで違う部分があるかもしれない。
13	第2章 現状と課題の 整理	今後、外国人の移住について、人数等の予想されているのか。	今のところ立地適正化計画において整理する予定はない。
14	第2章 現状と課題の 整理	市民アンケートは、そもそも若い人の参加が少なく、意見もあまり反映されていないのではないのか。	アンケートの回答については、高齢の方が占める人口の割合が多いため、高齢の方の意見が若い人と比べると多い状態であることは理解している。 そのうえで、若い人から高齢の方まで米子に住んでもらえるためには、20年後に「車がなければ生活できないまち」にはしてはいけなと考えている。
15	第2章 現状と課題の 整理	「ずっと住みたいか」の設問に対して、高齢者の割合が高くなっているその本意は、移動できない、引っ越せない。そういう意見が多く含まれていると思うが、評価指標では、「ずっと住みたい」と回答する人を増やしていきたいと記載がある。それはどうかと思う。	本計画に位置づける施策に取組み、公共交通の利便性を維持できれば、若い方、将来お子さんが大きくなったときに、米子に住みたいと思ってもらえるようになるかと信じている。その点も踏まえて、「ずっと住みたい」と回答する人を増やしていきたいという指標にさせていただいた。
16	第2章 現状と課題の 整理	米子市内に今後も住みたいと考える市民の割合の年齢構成はどのようになっているのか。	住みたいと回答した方の割合は70代の方が60%、それに対して、10~30代は25%。高齢の方は市内であっても引っ越すつもりはなく、住みたいという傾向にある。
17	第2章 現状と課題の 整理	住みたいと回答した高齢者の割合が高いのは、回答者の年齢層の割合自体、高齢者が多いからではないか。	実際に回答者の割合は高齢の方が多く、10代は数も少なく回答してくれる人が少なくなっている。

■米子市立地適正化計画（素案）住民説明会における意見等

番号	項目	意見・質問等	意見・質問に対する市の回答
18	第3章 基本的な方針	どうい世代に住み続けてもらいたいとお考えなのか。	あらゆる世代と考えている。
19	第3章 基本的な方針	若い世代は住んでいても会うことがなく、仕事や出会いも少ないと聞いているので、何とかならないかと思っている。	若い人は進学や就職等で市外へ出る機会があり、都会にあこがれる部分もあるが、就職や結婚などを機に戻ってもらえるよう、一度外に出た時に、米子市がよかったと思ってもらえるような、よい思い出のあるまちにしていきたい。また、米子市を知らない人からも、住んでみたいと思ってもらえるような、外から見ても魅力的と思えるまちづくりを進めていきたい。
20	第5章 誘導施策	計画を策定し、今後それを実施していくうえで民間との協業をどのように考えているか。民間を巻き込んだ開発が望ましいと思っている。具体的な計画があれば教えていただきたい。	民間活力との連携は重要である。都市機能誘導区域の設定段階で、将来的な都市機能の集積が見込まれる区域の中に米子港の活性化ゾーンなど現在わかっているものはできる限り入れている。都市機能については民間の力を活用し、今以上に活性化していくことが望ましい。施策については「官民学連携によるまちづくりの推進」いう項目の中に、民間事業者による都市機能誘導区域での再開発があれば支援していきたいので「支援の検討」を入れている。
21	第5章 誘導施策	コロナ禍で、都市部のサテライトオフィスの誘致など、災害リスクの低さや交通の利便性が高い部分をアピールすることで発展の可能性があると感じた。	—
22	第5章 誘導施策	鉄道やバスだけが公共交通という考え方ではなく、（説明会資料の）24ページの③から⑤を結ぶ新しい交通方式、需要に応じてバスやタクシーを使う方法も含めて採用する。それを明記しておくべきである。	公共交通計画の見直しをしている段階でもあるため、24ページの③から⑤のエリアを結ぶ公共交通としてバスやタクシーも計画に位置づけてはどうかとの意見があったと関係部署に報告させていただく。

■米子市立地適正化計画（素案）住民説明会における意見等

番号	項目	意見・質問等	意見・質問に対する市の回答
23	第5章 誘導施策	公共交通は鉄道とバスしかないのか。バスが減便になっている地域もある。人口が減る中でバスだけの対応でよいのか。他市町の例が参考であればイメージしやすいのではないか。	公共交通については、本計画と公共交通計画が連動してこそ成り立つと考える。公共交通として鉄道とバスを中心に計画では検討しているが、例えばタクシーなど、バス以外の公共交通もあると認識している。
24	第5章 誘導施策	米子市がウォークアブルを推進するにあたり、集積した都市機能を効率的に使うには、郊外から中心部への交通ネットワークも同時に取り組む必要があると思う。	仰る通りだと思う。本計画でも、「歩いて楽しいまちづくり」で、郊外から電車やバスを利用し、都市機能が集積した中心部で楽しい体験ができることを目指した計画になっている。
25	第5章 誘導施策	米子市の空き家率は全国平均よりも高く、誘導区域内でも空き家が増えてくると思う。建物が古くなると住みたくても住めない。空き家の改修や建替えといった施策は盛り込まれているのか。	現在、施策としての位置づけはないが、空き家は重要な問題だと認識しており、住宅政策課では、空き家バンクも含めた取組を考えている。本計画における誘導区域では、空き家の利活用が進んでいないようなスポンジ化したエリアもある。住宅政策課と引き続き協力し、立地適正化計画による「まちなか住宅支援」も見据えて検討項目に入れている。
26	第5章 誘導施策	まちなか住宅支援とはどういうものか。	居住誘導区域外から居住誘導区域に住まわれる方を対象に、引っ越しも含め、住居に関する費用等を補助する事業になる。居住先としてまちなかを選択肢としていただくために「まちなか住宅支援の検討」を入れている。

■米子市立地適正化計画（素案）住民説明会における意見等

番号	項目	意見・質問等	意見・質問に対する市の回答
27	第5章 誘導施策	居住誘導区域外に住んでいるが、届出という締めつけができると感じた。20代、30代の若い人は、子どもがいる場合、歩いて通える場所に小学校があれば住宅を建てようと思うが、届出が壁になるのではないか。居住誘導区域は確かに大事であるが、柔軟性が欲しい。	届出制度は、法律上、定められているため必要であるが、開発行為や建築行為は、戸数や延床面積の観点から、個人で行うことは少ないと考える。 許可制度ではないとはいえ届出手続き等の手間はかかるが、ニーズの把握や、誘導区域について建築業者等へ知らせるといった役割がある。それぞれの地区で、長い目でコミュニティを維持していく必要があり、人口が減ってもコンパクトな状態を維持していくため、このような制度があることをご理解いただきたい。
28	第5章 誘導施策	届出が必要になるため、今後は、誘導区域外での建築行為が厳しくなるというイメージか。	誘導区域外での建築を禁止するものではないため、あまり影響はないと考えているが、届出というひと手間が必要になると考えていただきたい。
29	第5章 誘導施策	病院や百貨店を建てる場合には届出が必要か。誘導施設であれば届出は不要なのか。	病院や百貨店が、都市機能誘導区域内の誘導施設であれば届出は不要となる。一方で誘導施設に位置づけられていない場合は届出が必要となる。都市機能誘導区域外の居住誘導区域内に病院や百貨店を建てる場合は届出が必要となる。
30	第5章 誘導施策	誘導区域内であれば誘導施設は何でも建ててよいというわけではなく、細かな縛りが設定されるのか。	中心部にはさまざまな誘導施設を設定しているが、皆生エリアの誘導施設は観光センターのみとなるため、皆生エリアに大きな病院を建てる場合は届出が必要となる。
31	第7章 目標値等の設定 と進行管理	今年度末に計画を策定した場合、次年度はさらに踏み込んだ実施計画を策定する予定なのか。	本計画に基づき、市内の各部署で事業を進めていく予定となっている。

■米子市立地適正化計画（素案）住民説明会における意見等

番号	項目	意見・質問等	意見・質問に対する市の回答
32	第7章 目標値等の設定 と進行管理	この計画は5年ごとに見直していくのか。 分野別に、日々状況が変わる中で、5年にとらわれずに柔軟に見直し改定していただきたい。	基本的に、5年に一度の見直しとなる。 5年後には、社会の状況を踏まえて新たな施策の追記したり、達成できたものは本文から削除するといった改訂を検討している。
33	その他	市のまちづくりに対する説明会であるが、一般市民の参加が少なく寂しい。計画期間である20年間、PDCAの経過をしっかりと公開して、市民がまちづくりの動向を知る機会をつくるなど、市民が参加できる雰囲気があれば皆が耳を傾けるのではないかと。こういった会合があることも、PRして広めていくと参加者も増えると思う。	市民がまちづくりについて、少しでも知って、理解していただくための取組を考えていきたい。
34	その他	検討委員会には、例えば子育て世代の女性やまちづくり団体などは参加しているのか。どのようなバックグラウンドを持った方々で構成されているのかが気になった。	検討委員会は専門分野の方で構成しており、例えばまちづくりや公共交通の分野の専門家の方々に委員として参加いただき、ご意見をいただいた。 市民からのご意見については、アンケート結果も踏まえた計画としている。
35	その他	どんなまちにしたいか、市民が話し合ったり議論したりする機会もない状態で計画を策定しても、市民が関心を持つことは難しい。策定段階から市民が参画する、ビジョンを市民が決めていくような仕組みを考えてもらいたい。	計画の策定に当たっては、検討委員会での検討、市民アンケートの実施、市議会への報告などを経ている。まちづくりに関心をお持ちの一部の市民の方には、こうした説明会等に参加いただいている。 今回計画策定して終わりではなく、今後も市民に周知しながら、連携してまちづくりを進めていきたい。
36	その他	今日の資料に対して後ほど質問するのは可能か。	可能である。 現在、本計画に対するパブリックコメントを実施中であり、その中でご意見、ご質問をお受けしている。

米子市立地適正化計画(素案)に関する 住民説明会

米子市都市創造課
令和5年1月

本日のご説明の流れ

1. 立地適正化計画の概要について
2. 米子市の現状と課題の整理
3. 米子市立地適正化計画(素案)について
4. 質疑応答
5. 今後のスケジュールについて

1. 立地適正化計画の概要について

立地適正化計画とは

- ・平成26年（2014年）8月に「都市再生特別措置法」の改正により制度化された計画
- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指し、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン

■ 立地適正化計画のイメージ



立地適正化計画とは

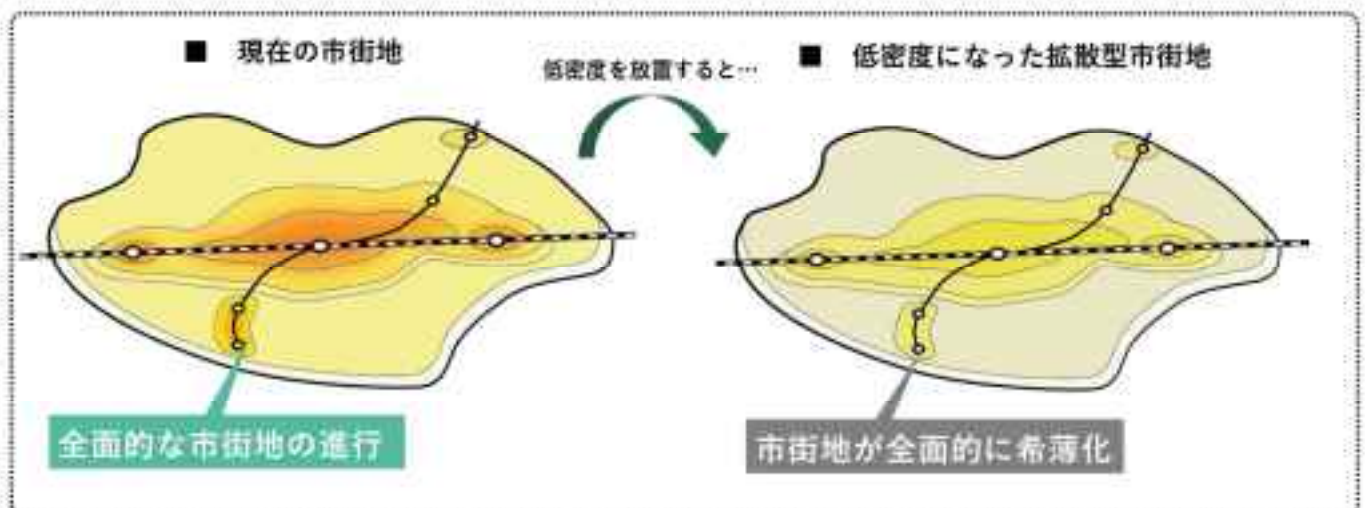
・立地適正化計画のねらいは以下に示すとおりです



4

計画策定の背景・目的

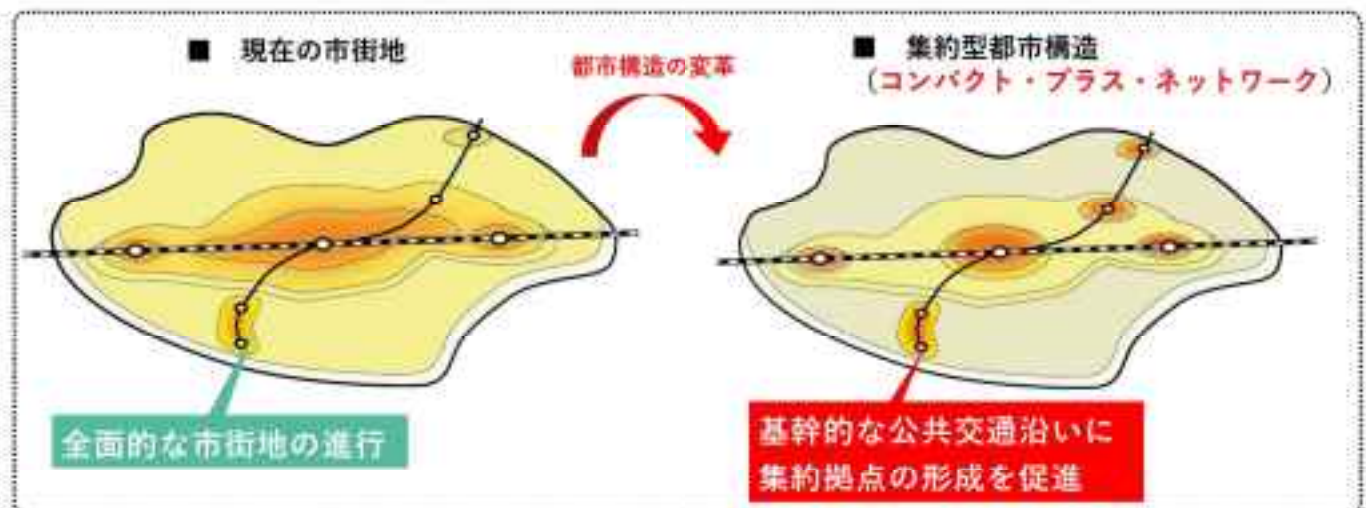
- ・本市においては、既にコンパクトな市街地が形成され、生活利便施設や交通基盤も充実している状況にある
- ・しかし、将来的には緩やかであるものの人口減少や少子高齢化の進展などが想定され、地域活力の低下に加えて、生活サービスの提供や社会インフラの維持などが困難となることが懸念される



5

計画策定の背景・目的

- 都市機能と居住の誘導を図ることで「コンパクトなまち」を活性化するとともに、「充実した交通基盤」を活用して中心市街地と郊外を有機的に結びつけることにより、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることを目的として、「米子市立地適正化計画」を策定するもの



6

計画の対象区域と目標年次

- 都市全体を見渡す観点から「都市計画区域全域」を対象として設定
- 中長期的な将来像を見据えた計画とするため、目標年次は概ね20年後の「令和24年（2042年）」とする

■ 計画の対象区域



7

2. 米子市の現状と課題の整理

現状 ①人口の見通し

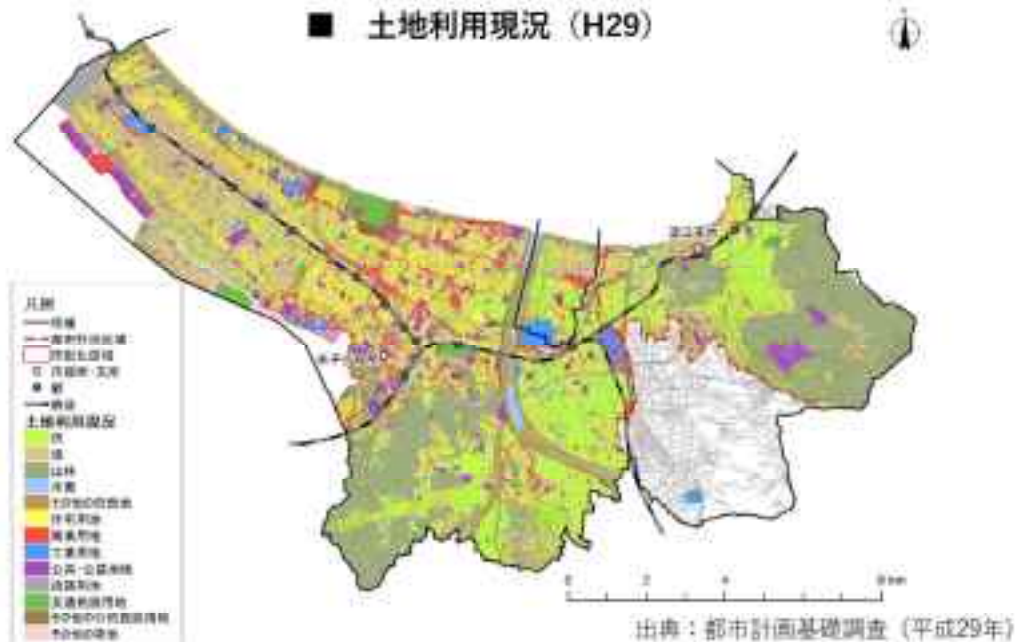
- 令和27年（2045年）に向けて、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加するものの、**総人口の推移は緩やかに減少と予測**



出典：令和12年（2020年）：国勢調査。
令和7年（2025年）以降：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

現状 ②土地利用の状況

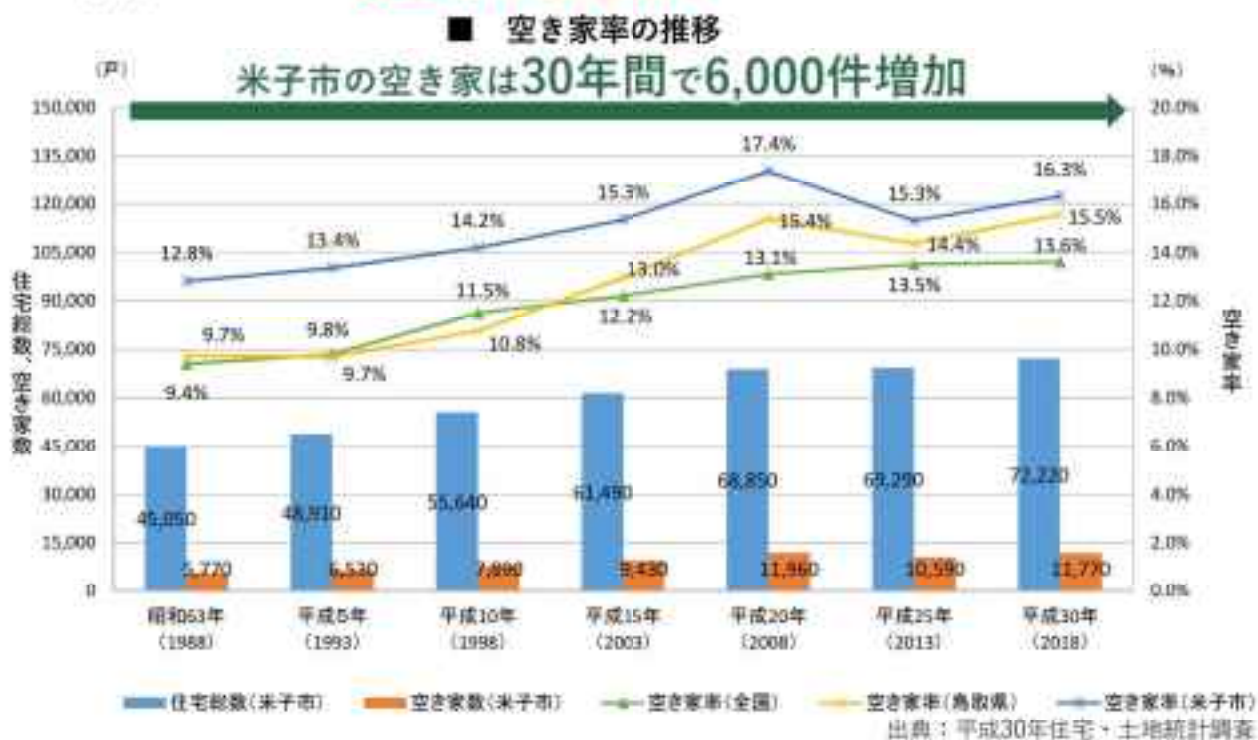
- 自然的土地利用はJR山陰本線より南の淀江都市計画区域や市南部に多い
- 都市的土地利用はJR山陰本線より北部の市北西部に多い



10

現状 ③空き家数・空き家率の推移

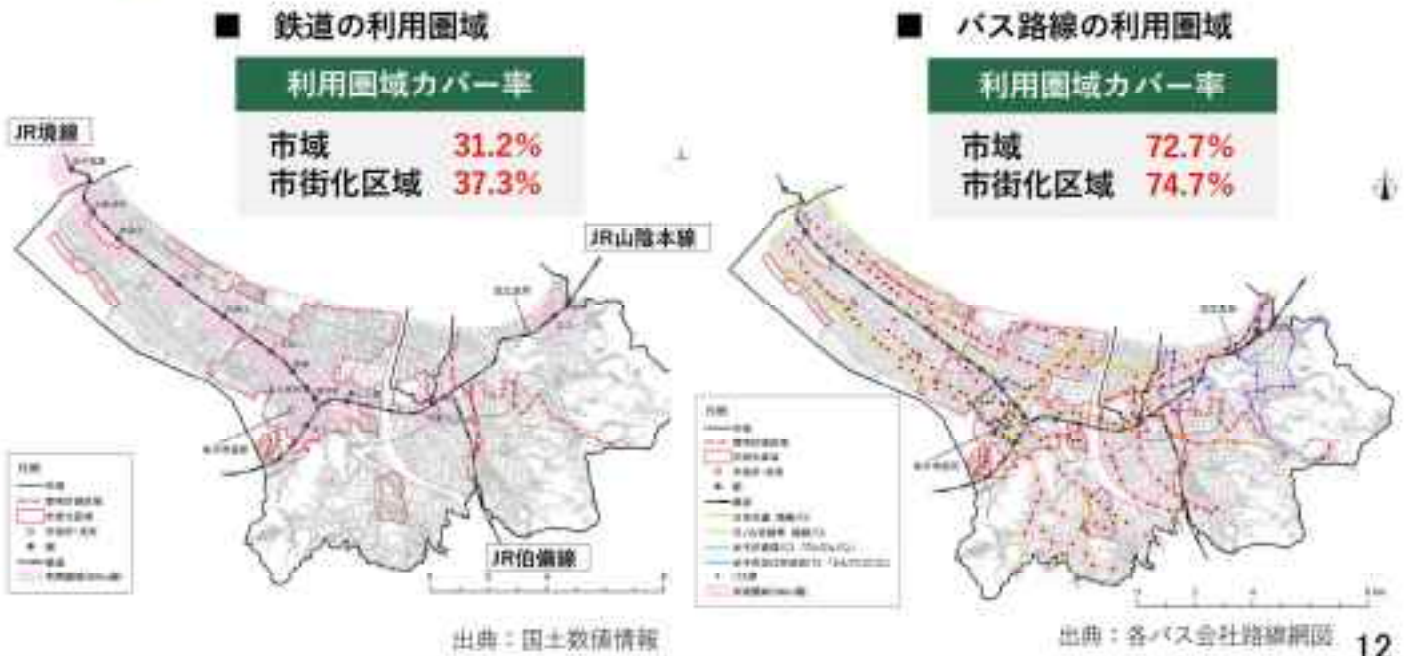
- 平成30年（2018年）の空き家率は全国13.6%、鳥取県15.5%、**米子市16.3%**
- 30年間を通して**米子市が最も高い**



11

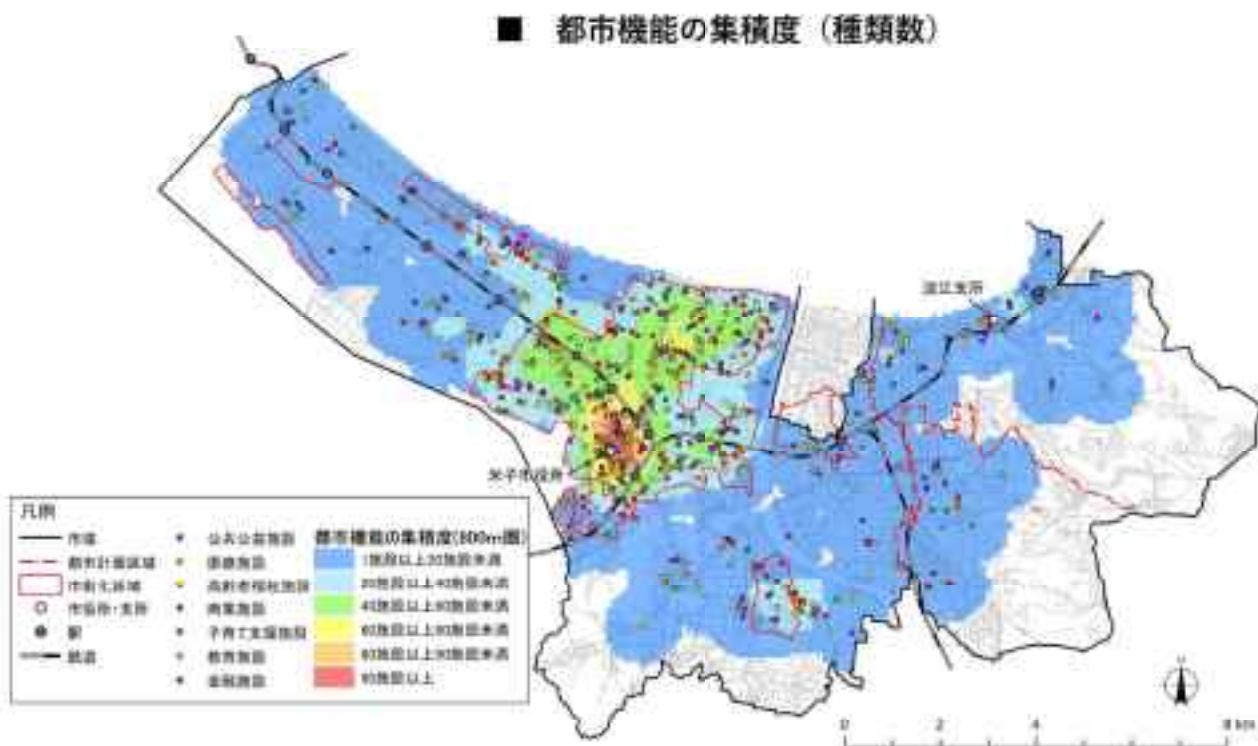
現状 ④公共交通網(鉄道、バス)

- 鉄道：米子駅はJR山陰本線とJR境線の分岐駅であり、境港市方面への起点駅
- バス：路線バス（日本交通、日ノ丸自動車）とコミュニティバス（だんだんバス、どんぐりコロコロ）が運行



現状 ⑤都市機能(施設)の集積状況

- 米子市役所付近で都市機能が集積
- 市街化区域内では10施設以上にアクセスできるところが多い

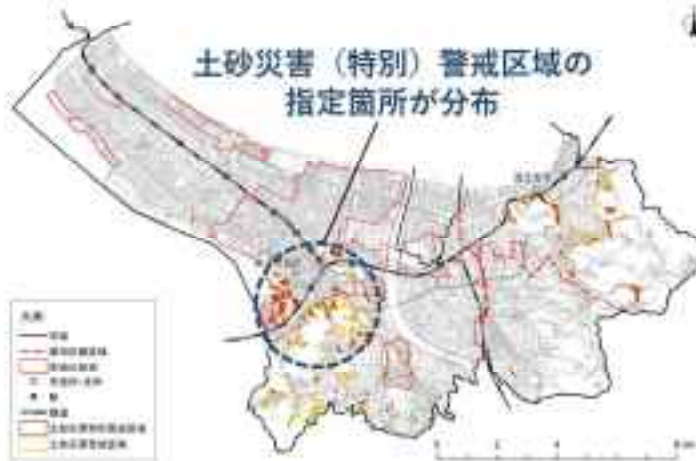


現状 ⑥災害リスク(土砂災害)

- 米子市役所南部の市街化区域内や市南部、淀江支所周辺に**土砂災害(特別)警戒区域**が分布
- 市南部や淀江支所周辺の一部に**急傾斜地崩壊危険区域**が分布

■ 土砂災害(特別)警戒区域の分布

■ 砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域の分布



出典：鳥取県オープンデータポータルサイト

※地すべり防止区域に指定されている箇所はなし

出典：国土数値情報

14

現状 ⑦災害リスク(洪水浸水)

- 市内の広範囲に渡って浸水が想定されており、家屋が倒壊するおそれがある区域は**日野川や佐陀川の西部及びその支流**に広がる

■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)



出典：鳥取県

15

課題の整理

項目	強み	弱み
人口等	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少は比較的緩やか ・住みたい人が約78% ・高齢者の生活に関する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代で住みたい人の割合が比較的低く、子育て環境の充実に希望する声が見られる
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内を中心にコンパクトに集積している ・住環境に満足している人が多い ・持続可能で歩いて暮らせるまちづくりを必要とする声が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や郊外の宅地開発によるまちなかの空き家の増加 →にぎわいや魅力の低下 →防犯・防災上の危険度の増加といった影響が懸念される
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者や製造品出荷額等が増加 ・中心市街地に働く場を求める声 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客誘致に向けた取組も進みつつあるが入込客数は減少傾向
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね市街化区域全体をカバー ・近年は空き店舗や駐車場が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の維持更新費や高齢者の増加に伴う社会保障費は増加
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ・山陰地方の陸海空の交通の要衝 ・比較的利便性の高い公共交通網 ・まちを回遊する仕組みが構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の需要が高まると想定 ・バスの利用者は減少傾向 →サービス水準低下の可能性
災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・今のまま住みたいとの意見が比較的多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の広い範囲に浸水リスク、丘陵部の一部に土砂災害リスク

郊外についても、良好な田園や自然環境や一定の住宅需要、市街化が適切にコントロールされつつある現状、新たな工業用地の確保に向けた動きが見られる

16

課題の整理

・現状を踏まえ、13の課題として整理

課題①

いつまでも健康
・快適に生活できる環境の整備

課題②

若い世代や子育て世代への支援
・環境の整備

課題③

コンパクトにまとまった良質な市街地の維持・充実に

課題④

増加が見込まれる空き家・低未利用地の利活用

課題⑤

新しいライフスタイルに対応した働く場所・学びの場の充実・創出

課題⑥

魅力の掘り起こしによる観光産業の育成

課題⑦

中心市街地のにぎわい・活力の確保

課題⑧

公共施設等の多機能化・総量の適正化

課題⑨

多様な移動手段の確保

課題⑩

持続的に運行可能な公共交通網の構築

課題⑪

まちなかと郊外の一体的な発展

課題⑫

災害発生時の被害の最小化

課題⑬

頻発化・激甚化する災害リスクの低減・回避

17

3. 米子市立地適正化計画(素案)について

まちづくりの理念

- ・多世代が、将来にわたり、安心して健やかに暮らせる「**住んで楽しい**」まち、「**新商都米子**」の形成を目指す

● 上位関連計画における都市づくりの理念・市の将来像

「米子市まちづくりビジョン」における市の将来像

『住んで楽しいまち よなご』

～新商都米子の創造に向けて～

「米子市都市計画マスタープラン」における都市づくりの理念

まちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり

● 立地適正化計画策定にあたっての課題

分類	強みを伸ばすための課題	弱みを克服するための課題
人口等	いつまでも健康・快適に生活できる環境の整備	若い世代や子育て世代への支援・環境の整備
土地利用	コンパクトにまとまった良質な市街地の維持・充実	増加が見込まれる空き家・低未利用地の利活用
産業	新しいライフスタイルに対応した働く場所・学びの場所の充実・創出	魅力の掘り起こしによる観光産業の育成
都市機能	中心市街地のにぎわい・活力の確保	公共施設等の多機能化・経営の適正化
道路・交通	多様な移動手段の確保	持続的に運行可能な公共交通網の構築
災害リスク	災害発生時の被害の最小化	脆弱化・激甚化する災害リスクの低減・回避
郊外	まちなかと郊外の一体的な発展	持続的に運行可能な公共交通網の構築（再掲）

歩いて暮らせる 住んで楽しいまち よなご
～まちなかと郊外がつながるまち 新商都米子～

施策・誘導方針

- ・ **まちづくりの理念の具体化**に向け、主要な課題に対する施策等の具体的な方向性を示す**施策・誘導方針を設定**

方針1 まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり

方針2 商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり

方針3 充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり

方針4 交通の要衝としての公共交通ネットワークを活かしたまちなかと郊外が多様で便利な移動手段で結ばれたまちづくり

方針5 ハード対策とソフト対策を組み合わせた安全・安心なまちづくり

20

目指すべき都市の骨格構造

- ・ **施策・誘導方針を具体化する上で目指すべき都市の骨格構造**



21

居住誘導区域の設定

居住誘導区域とは？

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、**生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域**

ベースとなる区域

- ①米子境港都市計画区域
淀江都市計画区域

居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- ②市街化区域
- ③公共交通の利便性が確保されている区域
⇒鉄道駅から800m圏又はバス停から400m圏
- ④③の区域内外に連続する区域
⇒中心市街地、米子港活性化ゾーン、大谷町周辺

居住誘導区域に含めるか考慮すべき区域

⑤本計画で含まない区域

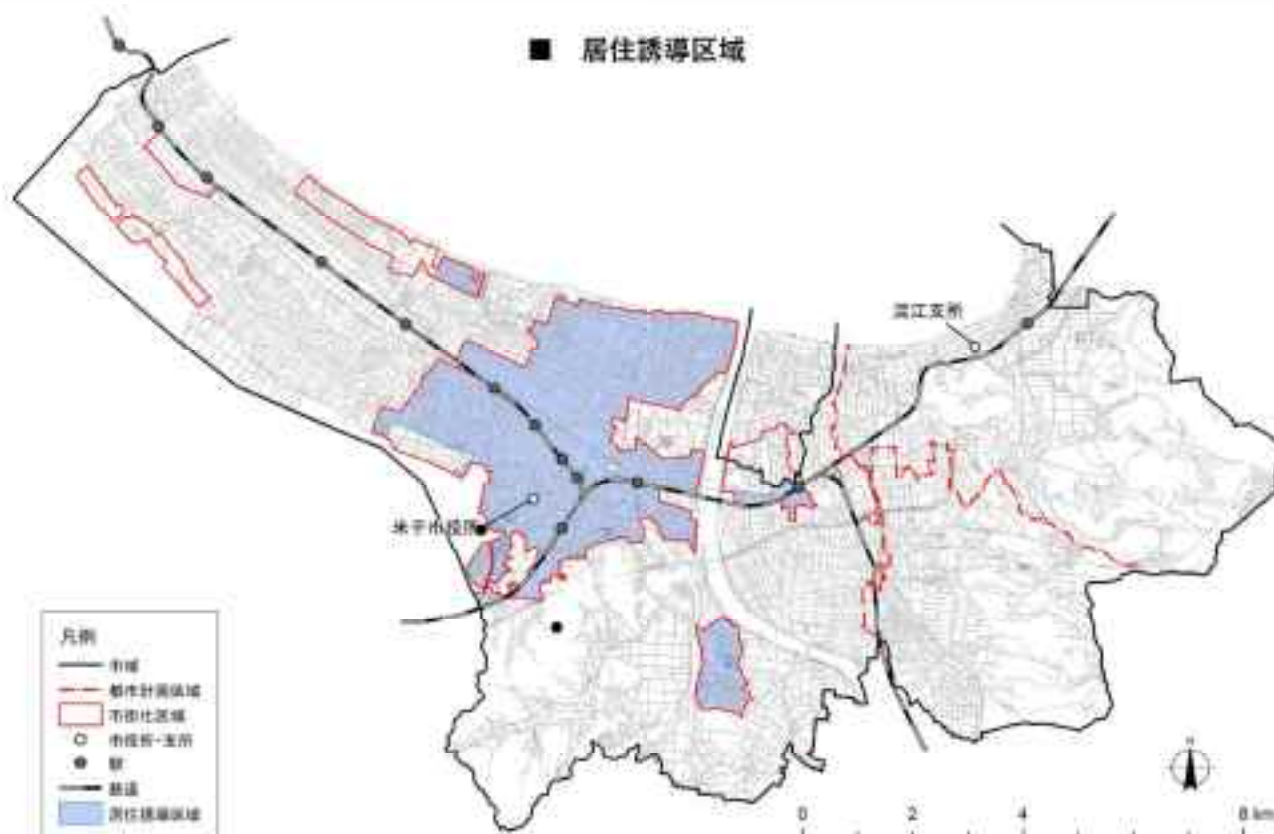
- ・災害リスクの高いエリア
⇒急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域 など
- ・法令により居住の建築が禁止されているエリア
⇒農用地区域
保安林の区域 など
- ・含めることに慎重な判断を行うことが望ましいエリア
⇒工業系土地利用等

== 居住誘導区域

22

居住誘導区域

■ 居住誘導区域



23

都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域とは？

- 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの**各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域**

まちなかウォークアブル推進事業の対象区域、米子しんまち天満屋周辺、ホープタウン跡地、米子港活性化ゾーン、大谷町周辺

ベースとなる区域

①居住誘導区域内

都市の拠点として位置づけられている区域

- ②「米子市都市計画マスタープラン」の将来都市構造における
 - 都市拠点
 - 米子駅周辺
 - 観光レクリエーション拠点
 - 皆生温泉周辺

+

都市機能が充実している区域、又は将来的な都市機能の集積が見込まれる区域

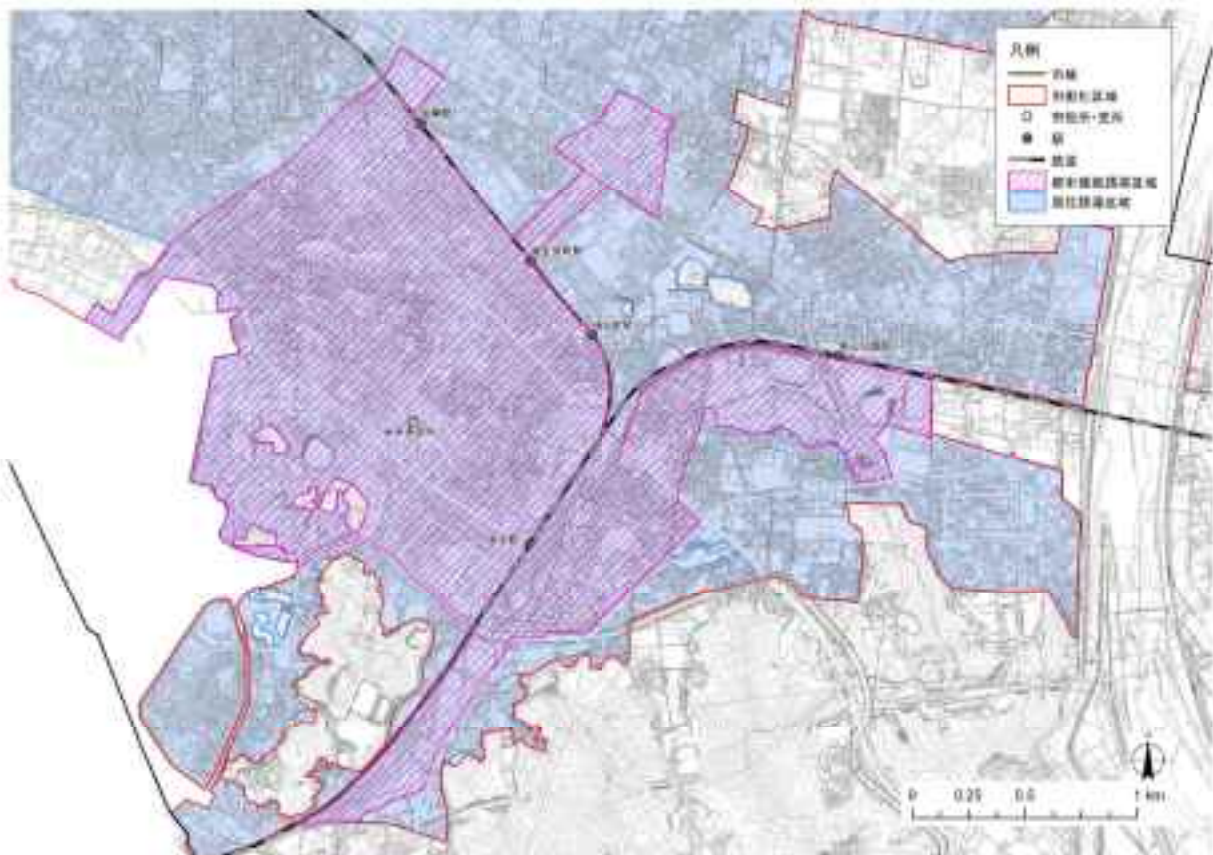
- ③中心市街地の対象区域、皆生温泉地区街なみ環境整備事業の対象区域
- ④中心市街地と一体となる区域で、将来的な都市機能の集積が見込まれる区域
- ⑤健康増進機能の更なる集積が見込まれる区域
 - 東山公園
- ⑥③～⑤を結ぶエリア
 - 米子駅と東山公園を結ぶエリア

= 都市機能誘導区域

24

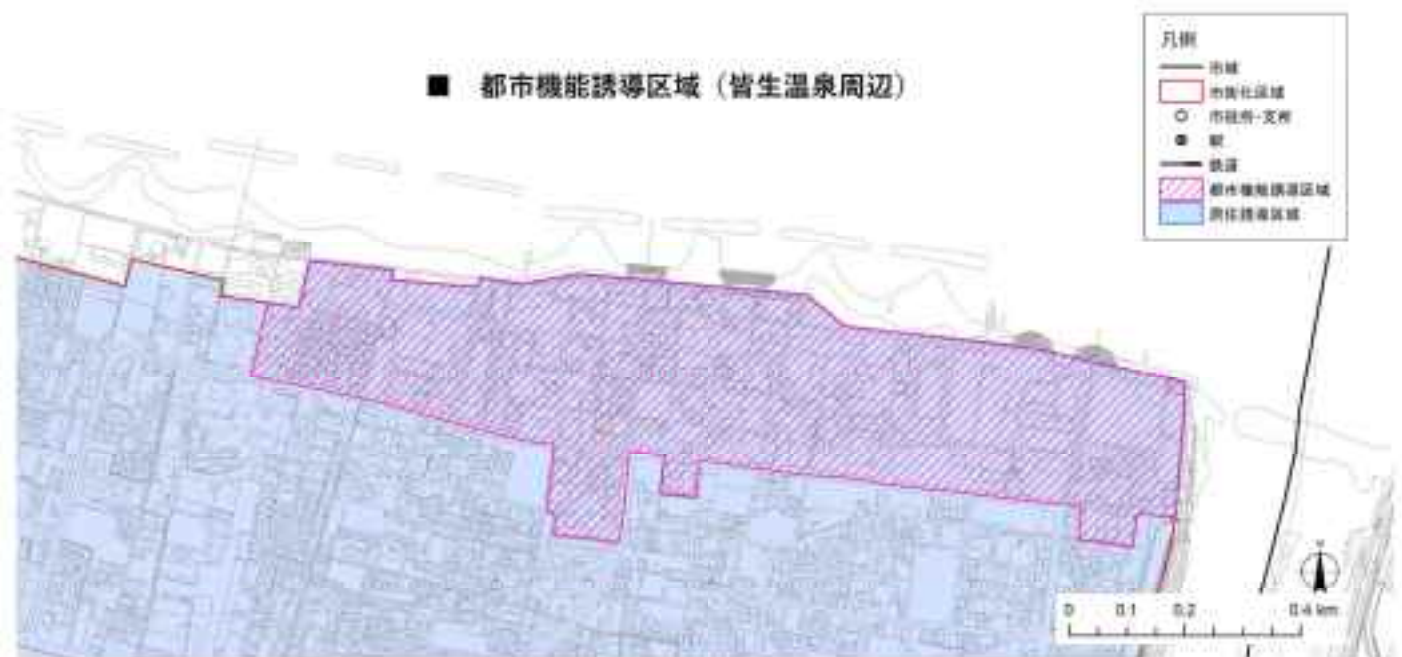
都市機能誘導区域(米子駅周辺)

■ 都市機能誘導区域 (米子駅周辺)



25

都市機能誘導区域(皆生温泉周辺)



26

誘導区域の設定



27

誘導施設

- 公共の福祉や利便性の向上を図ることを目的として、都市機能誘導区域に**立地を誘導**、**区域外への転出・流出を防ぐ施設**

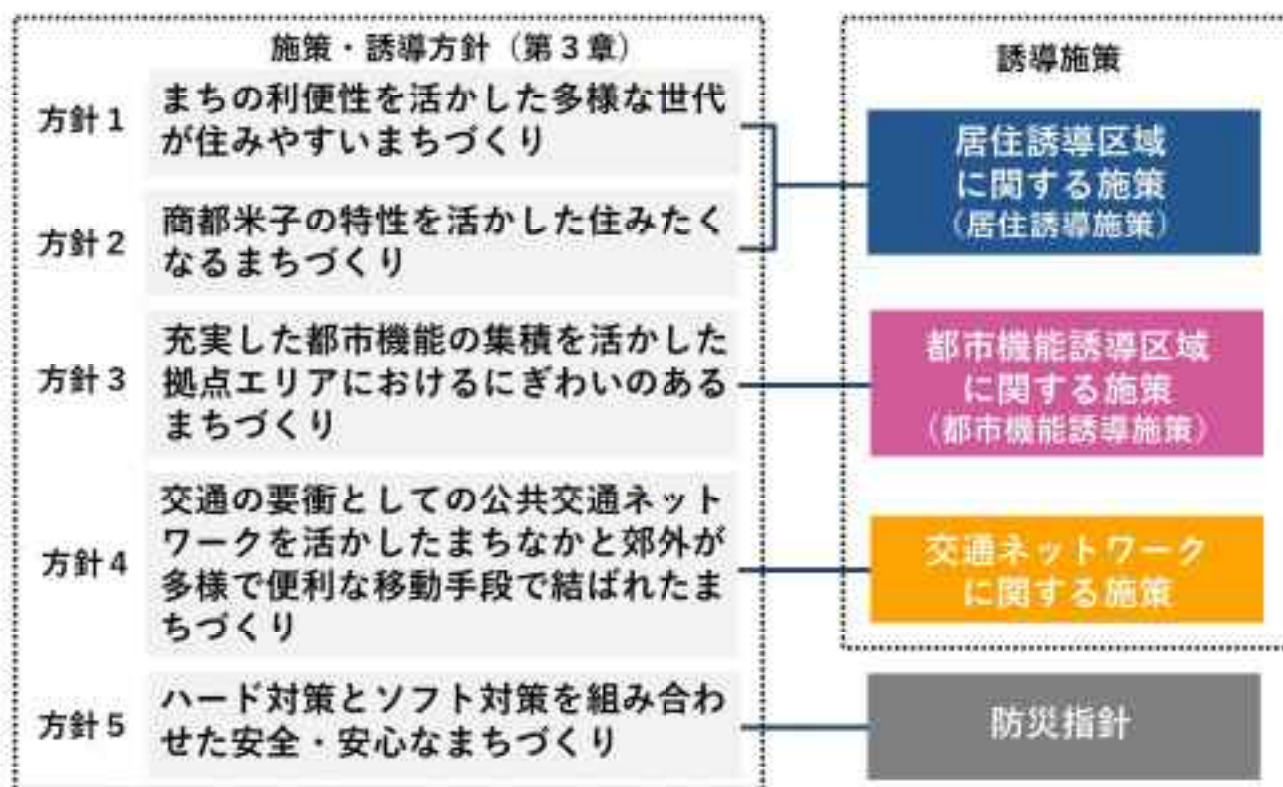
■ 誘導施設

区域	大分類	小分類
米子駅周辺	行政機能	市役所
	介護福祉機能	福祉保健総合センター
	子育て機能	医療的ケア児に関する機能を有する認定こども園
	商業機能	大規模小売店舗
	医療機能	特定機能病院
	教育機能	大学
		専修学校
	文化機能	図書館
		博物館
		中核的スポーツ施設
市民ホール		
皆生温泉周辺	観光機能	観光センター

28

誘導施策の考え方

- 本市における誘導施策は、まちづくりの理念や施策・誘導方針を踏まえて設定



29

誘導施策の考え方

<まちづくりの理念>

歩いて暮らせる 住んで楽しいまち よなこ
「まちなかと郊外がつながるまち 新田町米子」



居住誘導施策

住んでみたくなるような米子の魅力向上

地域資源の魅力向上・情報発信

- ・コアな米子の魅力の発掘・発信
- ・まちづくり活動支援交付金事業

まちなか居住の推進

快適で暮らしやすい住生活の構築

- ・フレイル対策拠点事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・保育園統合建て替え
- ・子どもの居場所づくり事業 等

良好な住環境の整備

- ・特定空家等除却支援事業
- ・狭あい道路拡幅整備事業
- ・公園施設長寿命化事業
- ・まちなか住宅支援の検討 等

移住定住の促進

新規居住者の確保

- ・空き家利活用流通促進事業
- ・米子市空き家バンク設置事業
- ・移住定住推進事業（お試し住宅）
- ・移住定住相談窓口の設置

働く場所の維持・確保

- ・中小企業の振興に資する制度融資による支援
- ・企業立地促進補助金による支援

都市機能誘導施策

既存ストックの活用によるまちの賑わい創出

既存ストックの活用

- ・公会堂利用促進事業
- ・元町パティオ広場管理運営事業
- ・ウォークアブル推進事業
- ・米子港周辺整備事業
- ・山陰歴史館整備事業 等

官民学連携によるまちづくりの推進

- ・地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業
- ・よなごまちなかコミュニティ活性化支援事業
- ・よなごまちなか遊休施設活用事業
- ・民間事業者による再開発への支援の検討

都市機能の更なる充実

都市機能の再編・整備

- ・専修学校開校に係る支援策
- ・西保育園・ねむの木保育園統合建て替え（医療的ケア児受入れ施設）
- ・新体育館整備事業
- ・西部総合事務所新棟・米子市権町庁舎整備等事業
- ・米子駅南北自由通路等整備事業

②その他誘導施設の誘導

- ・誘導施設の整備・誘導促進

商都米子の特性の活用

米子の強みを活かした産業振興

- ・皆生温泉地区街なみ環境整備事業
- ・仕事の種（シーズ）づくりなど産学連携研究への支援
- ・まちなか振興ビジネス活性化支援事業
- ・住んで楽しいまちづくりファンド事業

地域資源の保全・活用

- ・米子城・魅せる！プロジェクト事業
- ・中海・錦海かわまちづくり計画の推進
- ・町家の利活用支援の検討

32

交通ネットワークに関する施策

持続可能な公共交通網の形成

まちなかと郊外を結ぶ公共交通ネットワークの維持

- ・生活路線運行対策事業
- ・循環バス（だんだんバス）運行事業

利用ニーズに合わせた交通体系の再構築

- ・巡回バス（どんぐりコロコロ）運行委託事業
- ・Y-MaaS実証実験※

※Y-MaaS：米子広域圏（米子市、安来市、境港市、西伯郡、日野郡）の路線バス、コミュニティバスの利用促進を目的とした、スマホによる電子チケット運用の実証実験

交通結節機能の強化

公共交通利用環境の向上

- ・快適な待合環境応援補助事業
- ・駐車場管理運営事業（万能町及び米子駅前地下駐車場）
- ・米子駅前簡易駐車場管理運営事業
- ・米子駅南北自由通路等整備事業（再掲）
- ・米子駅北広場ウォークアブル推進事業（再掲）
- ・米子レンタサイクルの拡充・情報発信
- ・サイクリングコースの魅力向上・情報発信
- ・自転車走行環境の整備促進の検討

33

防災指針 防災指針の考え方

- 防災指針とは、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針

(例) 人口密度分布と洪水リスク



災害リスクの高いエリアは市街地の広い範囲に及ぶため、この範囲を居住誘導区域からすべて除外することは困難

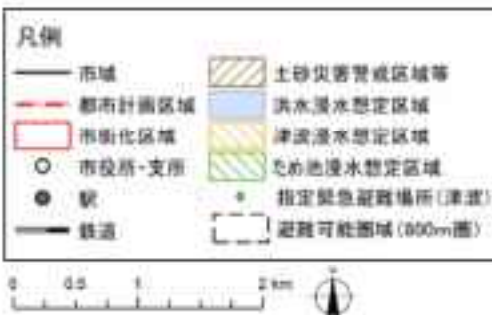
- 居住誘導区域内にある災害リスクを踏まえた防災上の課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のために必要な取組を本指針に位置づける

防災指針 災害リスクのある地区の課題

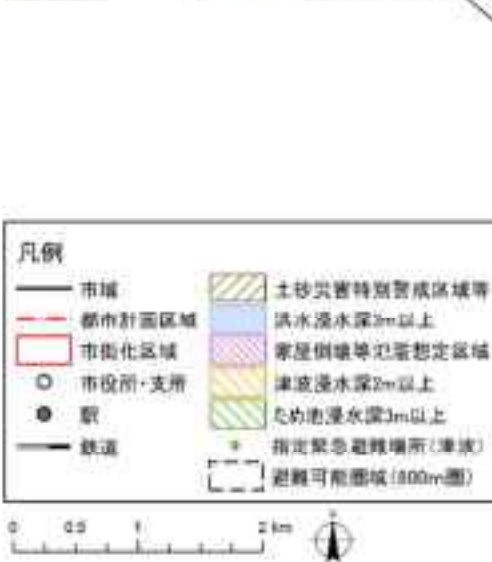


防災指針 災害リスクのある地区の取組方針

- 地区全体**
- ① 河川整備、雨水や土砂流出抑制等による被害軽減、建築物の防災機能強化、水害リスクの低減化、災害リスク監視体制の整備
 洪水 **リスクの低減(ソフト)**
 洪水 **リスクの低減(ソフト)**
 - ② 避難所の防災機能強化
 洪水 **リスクの低減(ソフト)**
 - ③ 居住誘導や建替え支援によるリスク低減化、建築物の防災機能強化、地域の防災力向上
 洪水 **リスクの低減**
 洪水 **リスクの低減(ソフト)**
 洪水 **リスクの低減(ソフト)**



防災指針 災害リスクの高い地区の課題



防災指針 災害リスクの高い地区の取組方針



38

防災指針 具体的な取組とスケジュール

災害想定	分類	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施期間		
					短期 ~2027	中期 ~2032	長期 ~2042
ハード整備による 防災体制の整備	避難所の確保	建築物の防災機能強化	木造住宅耐震無料診断の促進 震災に強いまちづくり促進事業	市	→	→	→
		避難所の確保	新たな避難所指定の検討 大規模災害時に避難所・物資供給拠点等となる 新体育館の整備	市	→	→	→
		避難所の防災機能強化	機能強化の検討	市	→	→	→
	避難路の整備	避難路の整備	避難路の整備の検討	市	→	→	→
		災害リスク 監視体制の整備	水位計・監視カメラの設置と情報提供	県・国	→	→	→
		居住誘導や建替え支援 によるリスク低減化	特に災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの 除外による住宅の立地誘導の検討	市	→	→	→
		共通 (防災意識啓発による防災力向上等)	避難所の確保	避難所の確保	民間企業等との協定締結による避難場所確保	市・事業者	→
避難しやすい避難所環境の整備	市			→	→	→	
地域の防災力向上	さまざまな 手段による 災害リスク の周知		あんしんトリビーマール等配信ツールを活用した 防災情報の提供	県・市	→	→	→
			防災ラジオ整備事業の実施 ・防災行政無線をFMで放送 ・希望者への防災ラジオ有償配布	市	→	→	→
	自治会長のメーリングリストの作成と活用		市	→	→	→	
	ハザードマップの配布・インターネット上での提供		市	→	→	→	
地域防災活動 等支援による 防災力向上	地域における防災体制づくり・防災活動と それに対する支援		市・事業者	→	→	→	
防災学習の 推進	避難行動要支援者への避難計画作成等の支援	市・事業者	→	→	→		
防災学習の 推進	防災学習・研修等を通じた地域住民への意識啓発 効果的な防災学習のための独自教材の作成と 学校と連携した学習	市・事業者	→	→	→		

→ : 実施期間を示す → : 継続実施を示す

39

防災指針 具体的な取組とスケジュール

災害想定	分類	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施期間			
					短期 -2027	中期 -2032	長期 -2042	
洪水・津波・ため池浸水	ハード整備による防災体制の整備	河川整備	日野川	五千石堰改築	国	→		
				築堤、河道掘削	国		→	
				尾高堰新設し	国		→	
			法師寺川	築堤、河道掘削	国		→	
			小松谷川	築堤、河道掘削	県		→	
			加茂新川	護岸・嵩上工	市	→		
			蓮田川、橋本川支川	区線整備	市	→		
			中間川	護岸整備	市	→		
			水貫川	排水機場整備	県	→		
	雨水や土砂流出抑制等による被害軽減		宮津ダム、朝霧ダム	長寿命化対策	県	→		
			伊賀川周辺地域	田んぼダムの整備	県・事業者	→		
			宇田川周辺	田んぼダムの整備	事業者	→		
			雨水貯留施設等設置の検討		市	→		
海岸整備		大江山系	砂防施設の整備	国	→			
		皆生海岸	海岸施設の整備	国・県	→			
ソフト対策	水害リスクの低減化		流域全体	ダムの事前放流	国・県等	→		
			雨水管理総合計画策定		市	→		
	地域の防災力向上			防災重点産業用ため池におけるワークショップ開催・ハザードマップ作成	市	→		
		維持管理の強化	防災減災対策支援	防災重点産業用ため池を対象とした鳥取県ためのサポートセンターによる防災減災対策支援（調査点検等）	県	→		
			劣化状況調査	防災重点産業用ため池を対象とした劣化状況調査	県	→		
土砂災害	ハード整備による防災体制の整備	居住誘導や建替へ支援によるリスク低減化	移転促進：米子市がけ地延滞等危険住宅移転事業（移転先） 土砂災害特別警戒区域内の住宅や避難所の建替え等の支援	市 県・市	→			
		土砂災害対策	土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害防止対策の推進 急傾斜地崩壊対策事業	県 県・市	→			
	ソフト対策	地域の防災力向上		土砂災害警戒区域の居住者の把握と活用	市	→		

→ : 実施期間を示す ***** : 継続実施を示す

目標指標の設定と進行管理

- 理念や施策・誘導方針の実現に向けて、居住や都市機能の誘導、公共交通ネットワークの形成、防災機能の向上等を**定量的に評価・検証する観点から目標指標を設定**

■ 各目標指標及び効果指標の目標値

目標指標	現況値	目標値	備考
居住誘導区域の人口密度	42.5人/ha 令和2年(2020)	43人/ha 令和22年(2040)	・重心が居住誘導区域内にある100mメッシュの人口合計を居住誘導区域の固上面積で除して算出
都市機能誘導区域における誘導施設の新築・改築件数	—	7件以上 令和24年(2042)	
中心市街地における歩行者等通行量	10,714人 令和元年度(2019)	11,000人 令和24年(2042)	・中心市街地通行量調査結果の12地点の歩行者等通行量の合計値 ※現況値は緊急事態宣言発令前の令和元年度を使用
コミュニティバス利用者数	128,914人 令和元年度(2019)	143,000人 令和24年(2042)	・米子市循環バス「だんだんバス」の年間利用者数の合計値 ※現況値は緊急事態宣言発令前の令和元年度を使用
自主防災連合組織の結成率	37.9% 令和4年(2022)	100% 令和9年(2027)	・29の公民館単位で11地区を29地区に増加
効果指標	現況値	目標値	
米子市内に今後も住み続けたいと考える市民の割合	77.9% 令和3年度(2021)	80%以上 令和24年(2042)	都市計画区域内の居住者（18歳以上）へのアンケートで「ずっと住み続けたい」、「できれば住み続けたい」、「いずれは市内で引っ越したい」と回答した割合の合計





- 災害リスクの変化、上位関連計画の改定、施策の進捗状況などに応じて、**概ね5年ごとに計画の改定・見直し**を行う
- 特に災害対策の進展等により変化する**災害リスク**については、**柔軟に計画に反映**していく

■ PDCAサイクルのイメージ



(参考)届出制度(居住誘導区域外)

- 居住誘導区域外における住宅の立地動向を把握するため、**開発行為**や**建築行為**をしようとする場合には、**届出**が必要

開発行為	建築行為
<p>ア 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>届出必要</p>  <p>イ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>届出必要</p> <p>1,300㎡で1戸の開発行為</p>  <p>届出不要</p> <p>800㎡で2戸の開発行為</p> 	<p>ア 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>イ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>届出必要</p> <p>3戸の建築行為</p>   <p>届出不要</p> <p>1戸の建築行為</p> 

42

(参考)届出制度(都市機能誘導区域外)

- 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、**誘導施設の開発行為**や**建築行為**をしようとする場合には、**届出**が必要

開発行為
ア 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

建築行為
ア 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
イ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
ウ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

■ 各目標指標及び効果指標の目標値



※都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合には、市への届出が必要となる

43

4. 質疑応答

5. 今後のスケジュールについて

計画策定の経緯と今後のスケジュール

